

令和 2 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他  
 提出日：令和 2 年 8 月 4 日  
 担当部・課：教育委員会教育総務課〔内線 5 0 1 8〕

① 件 名
石巻市立高等学校の入学者選抜手数料の免除について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の免除については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則において、震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定しており、令和 2 年度入学者まで毎年度実施してきた。</p> <p>【目的】</p> <p>今般、県立学校において、令和 2 年度中の入学者選抜試験手数料まで免除ができるよう定めたことから、本市市立高等学校においても同様の取扱いとするもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市立学校の授業料等徴収条例（平成 2 0 年石巻市条例第 3 8 号）      東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成 2 3 年石巻市規則第 1 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>震災復興基本計画      施策大綱 4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる      1 未来の人を育てる      (1) 学校教育・社会教育施設等の復旧・復興</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 3 年 3 月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を専決処分により改正      平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則制定</p> <p>1 2 月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正      平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正</p> <p>平成 2 4 年 1 2 月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正      ～令和元年 9 月</p>
⑤ 主な内容
<p>東日本大震災により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、令和 3 年度の市立高等学校入学者においては次のとおり実施する。</p> <p>【免除内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年度中に実施される入学者選抜手数料（令和 3 年 3 月実施の入学者選抜手数料）</li> </ul>

<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>	
【免除見込額及び見込人数】	
○令和2年度分	
・入学者選抜手数料 @ 2, 200円 × <u>94名(免除見込)</u> = 206, 800円(免除見込額)	
※受験見込人数 220名	
免除額については震災復興特別交付税により全額補填される。	
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>	
県内公立高等学校（県立、仙台市立）においても同様の取扱い。	
※県立学校に係る条例改正は県議会6月定例会において可決（令和2年7月13日公布）	
※仙台市立学校に係る条例改正は市議会9月定例会へ提案予定	
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>	
令和2年 9月	市議会第3回定例会に石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正について提案（公布の日から施行予定）
10月	宮城県公立高等学校入学者選抜事務通知（市立中学・高等学校へ） ※入学者選抜手数料免除について周知
令和3年3月 4日	令和3年度入学者選抜
3月16日	合格発表
3月25日	入学説明会
<b>⑨ その他</b>	